

令和6年第6回（9月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第108号	上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	1～2

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第108号
提出課	幼児保育課

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を受け、満3歳以上の児童に係る職員の配置基準を改善するため、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童にあつては「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、満4歳以上の児童にあつては「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。（第30条、第32条、第45条、第48条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(職員) 第30条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 略 (職員) 第32条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れ	(職員) 第30条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 略 (職員) 第32条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れ

改 正 案	改 正 前
<p>る場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>る場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>